

# 酒々井町農業委員会 10月総会会議録

令和元年10月7日（月）

中央庁舎3階会議室

午後3時00分から午後5時00分まで

事務局 (資料の訂正)

局長 それでは、定刻になりましたので会長お願いします。

(会長あいさつ)

局長 それでは総会に移りたいと思いますので、会長お願いいたします。

会長 それでは、ただいまから令和元年10月の農業委員会総会を開会いたします。なお、本日の総会は、議案2件ですので、よろしくお願いします。

局長 それでは議事に移りたいと思いますが、議事の進行につきましては、会議規則により、会長をお願いいたします。

議長 それでは議事の進行を務めさせていただきます。本日の出席委員は、8名中、8名出席ですので、会議は成立しております。本日の議事録署名委員に、1番宮田早苗委員、2番綿貫清委員を指名します。また、書記に事務局の木村副主査を任命します。

議長 それでは、第1号議案 農用地利用集積計画の整理番号1についてを議題とし、事務局より説明願います。

局長 第1号議案 農用地利用集積計画についての整理番号1について、説明させていただきます。

資料の2ページをご覧ください。

貸付者は、尾上在住者、借受者も、尾上在住者です。設定場所は、尾上の農地3筆で、地目は田、面積は合計で2,699㎡、利用計画は田です。賃借料は、一等米162kgで、10a当たり米60kgです。この計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしております。備考ですが、前回は、平成28年11月1日から3年間設定されておりましたが、終期が来ることから再設定しようとするもので、設定期間は3年ということです。位置につきましては、3ページの位置図をご覧ください。

以上で説明を終わらせていただきます。

議 長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当推進委員は、篠原推進委員でよろしいですか。よろしければ、補足説明がありましたらお願いします。

篠原推進委員 耕作されており再設定ですので、特別ありません。

議 長 地区担当推進委員の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問、意見等なし)

議 長 特にないようですので、これから採決を行います。第1号議案農用地利用集積計画の整理番号1について、原案のどおり答申することに賛成の方は、挙手をお願いします。

局 長 挙手全員です。

議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、農用地利用集積計画の整理番号1につきましては、原案どおり答申することに決定します。

議 長 続いて、第1号議案 農用地利用集積計画の整理番号2についてを議題とし、事務局より説明願います。

局 長 第1号議案 農用地利用集積計画についての整理番号2について、説明させていただきます。

資料の4ページをご覧ください。

貸付者は、成田市在住者、借受者は、印西市在住者です。設定場所は、伊篠の農地2筆で、地目は畑、面積は合計で4,031㎡、利用計画は畑です。

利用権の種類は使用貸借です。この計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしております。備考ですが、今回は、平成29年11月1日から2年間設定されておりましたが、終期が来ることから再設定しようとするもので、設定期間は2年3ヶ月ということです。

位置につきましては、5ページの位置図をご覧ください。

以上で説明を終わらせていただきます。

議 長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当推進委員は、斉藤推進委員でよろしいですか。よろしければ、補足説明がありましたらお願いします。

斉藤推進委員 特別ありません。

議 長 地区担当推進委員の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。  
委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問、意見等なし)

議 長 特にないようですので、これから採決を行います。第1号議案農用地利用  
集積計画の整理番号2について、原案のどおり答申することに賛成の方は、  
挙手をお願いします。

局 長 挙手全員です。

議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、農用地利用集積計画の整理番号  
2につきましても、原案どおり答申することに決定します。

議 長 次に、第2号議案 農地法第5条許可申請の整理番号1についてを議題と  
し、事務局の説明を求めます。

局 長 第2号議案 農地法5条許可申請の整理番号1について、説明させていた  
だきます。資料の6ページをご覧ください。  
譲受人は、東京都千代田区に住所を有する法人、譲渡人は、成田市在住者  
です。申請地は、伊籾の農地1筆で、地目は畑、面積は、991㎡です。申  
請理由は、太陽光発電施設用地で、権利の種類は、所有権移転です。立地  
基準ですが、本申請地は、農用地区域及び10ヘクタール以上の規模の一  
団の農地の区域になく、また、第3種農地に該当しないため、第2種農地  
と判断しました。7ページの位置図と公図を参考にいただければと思  
います。資力及び信用性につきましては、預貯金残高証明が添付されてお  
り、過去に農地転用の違反等もなく、また、事業シミュレーションも添付  
されており、資力及び信用性に問題はありません。申請に係る用途に遅滞  
なく供することの確実性については、許可後すみやかに着工し、早期に完  
成予定とのことでした。計画面積の妥当性については、必要最小限の面積で  
あり問題ありません。周辺農地の営農への支障については、外周フェンス  
の設置、また、汚水雑排水等は発生せず、日照、通風への影響もなく、特  
に営農への支障はないと思われまふ。なお、他法令関係(道路)について  
は、7ページの位置図をご覧くださいと思ひますが、車両が申請地を  
出入りする際、町道を利用することとなりますが、道路境界は確定してお  
り、町道に特段手を加える訳ではないため、施工承認等の手続きは不要と  
のことです。まちづくり課に確認済みです。  
以上で説明を終わらせていただきます。

- 議 長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当農業委員は石橋委員でよろしいですか。よろしければ、補足説明がありましたらお願いします。
- 石橋農業委員 原状は草で荒れております。周辺に太陽光施設もあります。特に問題は無いと思います。
- 議 長 地区担当農業委員の補足説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。
- 議 長 なお、何か疑問点等がございましたら、申請人を呼んでおりますので、その際に質問等をお願いします。
- 議 長 続いて、第2号議案 農地法第5条許可申請の整理番号2についてを議題とし、事務局の説明を求めます。
- 局 長 第2号議案 農地法5条許可申請の整理番号2について、説明させていただきます。資料の13ページをご覧ください。  
譲受人は、匝瑳市に住所を有する法人、譲渡人は、酒々井町在住者2名です。申請地は、上岩橋の農地2筆で、1筆目が、地目は畑、面積は、446㎡で、2筆目が、地目は畑、面積は、694㎡で、面積の合計は、1,140㎡です。申請理由は、太陽光発電施設用地で、権利の種類は、地上権の設定です。立地基準ですが、本申請地は、農用地区域及び10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域になく、また、第3種農地に該当しないため、第2種農地と判断しました。14ページの位置図と15ページの公図を参考にいただければと思います。資力及び信用性につきましては、預貯金残高証明が添付されており、過去に農地転用の違反等もなく、また、事業シミュレーションも添付されており、資力及び信用性に問題はありません。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性については、許可後、令和2年1月5日に着工し、完了予定は、令和2年2月末を予定しているとのことです。計画面積の妥当性については、必要最小限の面積であり問題ありません。周辺農地の営農への支障については、外周フェンスの設置、また、汚水雑排水等は発生せず、日照、通風への影響もなく、特に営農への支障はないと思われます。なお、他法令関係（道路）については、18ページの土地利用計画図をご覧いただきたいと思います。車両が申請地を出入りする際、町道を通することとなりますが、道路境界は確定しており、町道に特段手を加える訳ではないため、施工承認等の手続きは不要とのことで、まちづくり課に確認済みです。  
以上で説明を終わらせていただきます。

議 長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当農業委員は綿貫委員でよろしいですか。よろしければ、補足説明がありましたらお願いします。

綿貫農業委員 入って行く道が狭いのが心配ですが、特に問題は無いと思います。

議 長 地区担当農業委員の補足説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

篠原推進委員 先日の台風でこの会社のパネルが飛んだんだけど、風速 35mまで耐えられると書いてあるが、今後、基準を上げる必要があると思います。風向きやパネルの向きにもよるのだろうが、結構民家へ飛んで被害が出ているので、検討する必要があると思います。

議 長 なお、何か疑問点等がございましたら、申請人を呼んでおりますので、その際に質問等をお願いします。

議 長 それでは、これから現地確認を行います。なお、現地確認後 10 分間の休憩をとりたいと思いますのでよろしくをお願いします。

(現地確認)

議 長 それでは休憩をときまして、会議を再開します。  
先ほど現地を確認しました農地法第 5 条許可申請の整理番号 1 について、申請人を呼んでおりますので入室させて下さい。

(申請人 入室)

議 長 最初に申請関係者であるかどうかの確認をさせていただきます。自己紹介をお願いします。

申請者 ○○株式会社で代表取締役をしています○○と申します。  
私は、申請関係の代理を務めました行政書士の○○と申します。

議 長 今、提出されました農地法第 5 条の許可申請について、現地確認を行い、審議しているところですが、申請に至った経緯や事業計画等についての説明をお願いします。

申請者 ○○株式会社は、発電売電の事業を主たる事業として行ってお

りまして、太陽光施設事業は収益性の高い事業と考えております。今回候補地が決まりましたので、こちらの土地で事業を行うために、今回、農地転用の申請をすることになりました。

議 長 ありがとうございます。申請人の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

宮田農業委員 パネルの向きによって、道路や建物に影響があると思いますが、反射しないパネルと聞きましたがその辺りの説明をお願いします

申 請 者 今現在は、反射防止コートパネルとなっていますので、キラキラするものではありません。

宮田農業委員 先日の台風でパネルが飛んだ事例があるが、その辺りの基準を説明してください。

申 請 者 旧建設省でガイドラインを出しております、風速や積雪について定めがございます。酒々井町では、風速 36m/毎秒となっています。また、J I S規格にも準じておりますので、更に厳しい基準ですので問題はないと考えております。

議 長 他にないようですので、質疑を終了します。申請代理人におかれましてはお忙しいところご苦労様でした。

(申請人 退室)

議 長 それでは、ただいま質疑応答が終わりました、第1号議案 農地法第5条許可申請の整理番号1についての採決を行います。許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

局 長 挙手全員です。

議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、農地法第5条許可申請の整理番号1につきましては、許可相当とすることに決定し、県に進達します。

議 長 次に、農地法第5条許可申請の整理番号2について、申請人を呼んでおりますので入室させて下さい。

(申請人 入室)

議 長 最初に申請関係者であるかどうかの確認をさせていただきます。自己紹介をお願いします。

申 請 者 譲受人、譲渡人双方の代理人の行政書士の〇〇と申します。

議 長 今、提出されました農地法第5条の許可申請について、現地確認を行い、審議しているところですが、申請に至った経緯や事業計画等についての説明をお願いします。

申 請 者 株式会社〇〇は、酒々井町でも多数太陽光発電事業を行っておりまして、今回も土地所有者様から地上権設定の承諾が得られましたので、事業を行うために、今回、農地転用の申請をすることになりました。

議 長 ありがとうございます。申請人の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

篠原推進委員 先日の台風でパネルが私の家の近くで飛散したが、設置の基準は満たしているのでしょうか、その辺はどうお考えですか。

申 請 者 私は事業者ではありませんので分かりませんが、基準より余裕は持って設置していると思いますが、先日の台風で数件飛散したと聞いていますので何かしらの対策は講じると思います。すみません詳しくないもので。

篠原推進委員 次回から、代理人ではなく、きちんと説明できる方の出席をお願いします。

木我農業委員 現地を見てきて、道が狭いのですが搬入はどうするのですか。

申 請 者 軽トラックで搬入することを考えております。

議 長 他にないようですので、質疑を終了します。申請代理人におかれましてはお忙しいところご苦労様でした。

(申請人 退室)

議 長 それでは、ただいま質疑応答が終わりました、第2号議案 農地法第5条許可申請の整理番号2についての採決を行います。許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

局 長 挙手全員です。

議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、農地法第5条許可申請の整理番号2につきましては、許可相当とすることに決定し、県に進達します。

議 長 その他、事務局より何かありますか。

事務局 例年実施されております、ブロック別研修会が行われますので、ご参加のほどよろしくお願ひします。  
以上でございます。

議 長 他にありますか。

局 長 特にありません。

議 長 それでは、最後に来月の総会の日程ですが、事務局案がありましたらお願ひします。

局 長 6日（水）、もしくは7日（木）はいかがでしょうか。

議 長 ただ今、6日か7日が事務局案として出ましたが、いかがでしょうか。

委員各位 6日でいいでしょう。

議 長 それでは、来月の総会は、6日の水曜日で決定させていただきます。それではこれで、議案、その他が終了しましたので、総会を終了させていただきます。慎重審議ありがとうございました。